

自律移動支援プロジェクト評価委員会 規約

(名称)

第1条 本会は「自律移動支援プロジェクト評価委員会」(以下、「評価委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 評価委員会は、国土交通省が自律移動支援プロジェクトの成果を評価し、取りまとめるに当たって、助言、提言することを目的とする。

(所掌事項)

第3条 評価委員会は、前条の目的を達成するために次の事項を所掌するものとする。

- 1) 平成 20 年度自律移動支援プロジェクト実証実験の検証に関する事項
- 2) 自律移動支援プロジェクトの全体成果の評価に関する事項
- 3) 自律移動支援システムの確立に向けた課題に関する事項
- 4) その他、目的を達成するために必要と認められる事項

(組織)

第4条 評価委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

(委員長)

第5条 評価委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、評価委員会を総括する。
- 4 委員長が不測の事態等により委員長の役を遂行できない場合は、委員長又は事務局が指名した委員が、その職務を代行する。

(評価委員会の開催)

第6条 評価委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長を務める。

- 2 審議に際し、委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、説明や意見を聴取することができる。

(公開)

第7条 会議は、公開とする。

- 2 会議の議事録は、会議の都度作成し、公開するものとする。
- 3 会議資料は公開することを原則とする。ただし、特段の理由があるときは、その理由を明示した上で非公開とすることができる。

(事務局)

第8条 評価委員会の事務局は、国土交通省政策統括官付参事官付に置く。

(その他)

第9条 評価委員会の運営に関する必要事項でこの規約に定めのないものは、委員又は事務局が評価委員会に諮って定める。

附 則

本規約は、平成 20 年 8 月 26 日から適用する。

別表

自律移動支援プロジェクト評価委員会 委員名簿

- 岡部 篤行 東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻 教授
- 川嶋 弘尚 慶應義塾大学理工学部管理工学科 教授
- 後藤 省二 三鷹市企画部 ユビキタス・コミュニティ推進担当部長
- 竹中 ナミ 社会福祉法人プロップ・ステーション 理事長
- 根来 龍之 早稲田大学大学院商学研究科 教授
- 長谷川 貞夫 日本点字図書館 評議員
- 長谷川 洋 日本聴覚障害者コンピュータ協会 顧問
- 濱田 純一 東京大学大学院情報学環・学際情報学府 教授
- 福島 智 東京大学先端科学技術研究センター
バリアフリー分野 教授
- 屋井 鉄雄 東京工業大学大学院総合理工学研究科
人間環境システム専攻 教授

(敬称略、五十音順)